

「地上デジタル放送難視地区対策計画」の概要  
(初版・平成21年8月31日公表)

平成21年8月  
東北総合通信局

# 地上デジタル放送難視地区対策計画の概要

## 1 地デジ難視地区対策計画の位置づけ

- 本「地上デジタル放送難視地区対策計画」は、平成19(2007)年までの開局済みのデジタル中継局に関連するものを中心として、難視地区と推定された842地区(全国では約6千地区)について、電波の実測調査を行い、新たな難視(デジタル難視)地区を特定した上で、デジタル難視の状況並びに対策計画が確定したもののについて対策手法、対策時期等を掲載したものです。
- 今後、平成20(2008)年以降に開局した中継局等の電波の実測調査を継続し、新たな難視地区の特定を進め、対策計画を定期的に更新していくことにしています。
- 本対策計画に基づき、対策の実施を図ることにより、平成23(2011)年のアナログ停波までにデジタル難視の最小化を図り、また、残された難視世帯については、衛星利用による暫定的な難視対策を行いつつ、最終的に地上系放送基盤による対策の実施を行うものです。

## 2 対策計画の公表

○平成21年8月31日 初版の公表

総務省ホームページ

([http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/dtv/zenkoku/index.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/dtv/zenkoku/index.html))にて公表

# 地上デジタル放送難視地区対策計画の概要

## 3 難視地区の特定(2007年までに開局した中継局関連が中心)

	調査地区数	新たな難視地区ではないと判明した地区数(※)	新たな難視地区と判明した地区数(世帯数)
青森県	82地区	45地区	37地区(804世帯)
岩手県	267地区	126地区	141地区(1,798世帯)
宮城県	173地区	63地区	110地区(1,137世帯)
秋田県	63地区	32地区	31地区(447世帯)
山形県	126地区	70地区	56地区(557世帯)
福島県	131地区	17地区	114地区(2,382世帯)
東北地域	842地区	353地区	489地区(7,125世帯)
全国	6,075地区	2,845地区	3,230地区(約 8.2万世帯)

※「新たな難視地区ではないと判明した地区」は、デジタル放送の良視地区のほか、受信世帯が無い地区、ケーブルテレビ/共聴施設による受信地区を含む。

# 地上デジタル放送難視地区対策計画の概要

## 4 対策計画の策定状況

### (1) 新たな難視地区に対する対策計画

区分	対策地区数
全国	3,230地区(8.2万世帯)
東北	489地区(7,125世帯)



# 地上デジタル放送難視地区対策計画の概要

## (2) デジタル化困難共聴施設に対する対策計画

	対象施設数※	対策計画策定	検討中
青森県	3施設	0施設(0世帯)	3施設
岩手県	35施設	21施設(316世帯)	14施設
宮城県	4施設	3施設(49世帯)	1施設
秋田県	17施設	14施設(287世帯)	3施設
山形県	1施設	0施設(0世帯)	1施設
福島県	4施設	4施設(58世帯)	0施設
東北地域	64施設	42施設(710世帯)	22施設
全国	362施設	133施設(約0.5万世帯)	229施設

※ 市町村別ロードマップのシミュレーションに基づく約1700の自主共聴施設について、伝送路整備費の試算が800万円／施設を超えるもの及び現地調査等により技術的に多大な困難があり現段階でデジタル化困難と判明したもの。

# デジタル難視対策の流れ

- 電波の特性の違いなどにより、アナログ放送は受信できていたが、デジタル放送は受信できないいわゆる「新たな難視」が発生
- 地上デジタル放送難視地区対策計画を策定し、2011年春までに対策を行い、デジタル難視聴世帯の数を最小化
- アナログ放送停波までに対策が困難な地区については、暫定的かつ緊急避難的に衛星を通じた「暫定的難視聴対策」を実施。最終的に2015年3月までに地上系による対策を実施

## 地上デジタル放送難視地区対策計画の策定

### ○市町村別ロードマップ

- デジタル放送移行に伴い、
- ①新たな難視世帯
  - ②デジタル化困難共聴世帯
  - ③デジタル混信世帯
- が全国約35万世帯発生すると推定

### ○デジタル難視地区の特定

- (1) 新たな難視実態調査(2009年8月現在)  
⇒約3,200地区(約82,000世帯)を特定  
(中継局開局の約6,100地区を対象)
- (2) デジタル化困難共聴施設のシミュレーション精査(約1700施設)等

### ○対策計画案の策定・調整

- (1) 対策手法、対策時期等を検討  
(送信側対策又はアンテナ対策・共聴対策等の受信側対策)
- (2) 地方公共団体等関係者と調整

○デジタル難視対策計画※  
策定・公表  
(2009年8月)  
—半年毎に更新—

※ デジタル混信は除き、区域外波(徳島県、佐賀県等)の対応手法等を含む。

## 対策計画に基づく対策の実施

2011年春までに対策を実施

アナログ放送停波までに対策が困難

ホワイトリストを策定・公表

- ・利用対象地区、視聴できる番組等を記載  
⇒第1次策定(新たな難視地域)  
公表:2010年1月 →更新

暫定的難視聴対策の実施

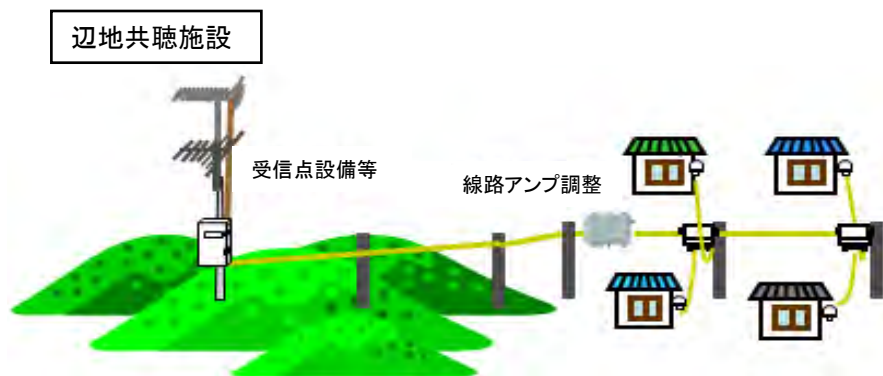
- ・暫定的かつ緊急避難的に衛星を通じ、地上デジタル放送を再送信  
(2015年3月末まで)

○地上系による対策実施  
(2015年3月まで)

# 対策実施のための支援策

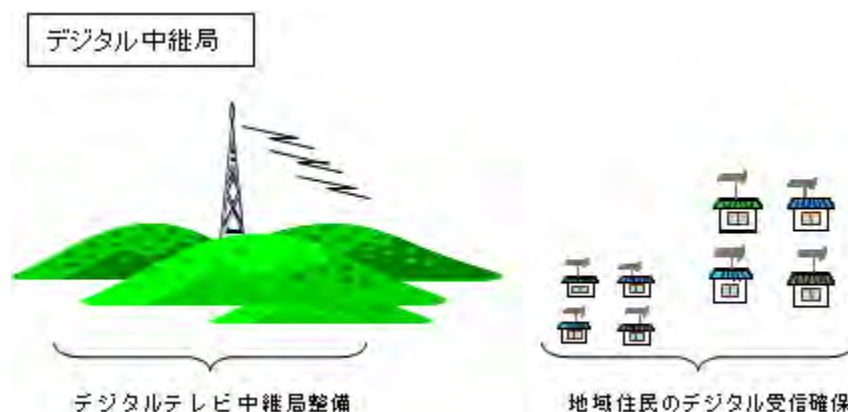
## ○辺地共聴施設整備事業

- ・施設改修経費の支援 ⇒ 補助率 1/2
- ・施設新設経費の支援 ⇒ 補助率 2/3



## ○21年度補正予算措置

- ・難視対策用デジタル新局の整備支援 ⇒ 補助率 2/3
- ・共聴施設受信点移設に伴う伝送路(1km超)の整備支援 ⇒ 補助率 10/10



※地方財政措置：施設整備に際し自治体が経費負担の場合、過疎債、辺地債等の起債  
 ※NHKの支援：辺地共聴施設の整備に当たり、国の支援策とは別に助成等の独自支援を実施

## ○暫定的難視聴対策事業

### ①送信・利用者管理事業

- ・事業主体：社団法人デジタル放送推進協会
- ・対象事業：放送衛星局による地上デジタル放送の再送信及び当該放送の利用者管理に対する費用
- ・補助率：2/3

### ②受信対策事業

- ・事業主体：法人
- ・対象事業：本事業の対象世帯に対する衛星放送受信機器の提供に要する費用
- ・補助率：10/10

